

公共サービス改革小委員会
公物管理分科会
第2回議事録

官民競争入札等管理委員会事務局

公共サービス小委員会
第2回公物管理分科会
議事次第

日 時：平成19年5月29日（火） 16:20～17:20

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1 開 会
- 2 各省ヒアリング
・厚生労働省
- 3 その他

<出席者>

（委員）

増田主査、逢見副主査、小澤専門委員、高崎専門委員、橋本専門委員

（厚生労働省）

山村水道課長、新田課長補佐

（事務局）

野島参事官

増田主査 定刻となりましたので、第2回の公物管理分科会を始めたいと思います。今回から関係省庁のヒアリングを順次行うことといたします。本日は厚生労働省健康局水道課山村課長にお越しをいただいておりますので、水道関係業務についてご説明をお願いいたします。

なお、時間も限られておりますので、説明の方は25分程度ということで、資料も用意していただいているようでございますが、25分の中でお話ししたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

山村課長 厚生労働省健康局水道課長をいたしております山村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。お手元に2種類の資料がございますが、横長のパワーポイントのスライドに沿いましてご説明を申し上げたいと思います。

まず水道の現状と課題についてご説明をさせていただきます。

水道の普及という観点で申し上げますと、普及率が全国民の97.2%に達しております。左側のグラフの赤い線は水系伝染病の発生者数でございます、青い線が水道の普及率の推移でございます。水道の普及に従いまして水系伝染病の患者数が着実に減少しまして、現在は大規模な発症は見られない状況でございます。水道の普及は、国民の健康に大きな役割を果たしてきたことがご理解いただけると思います。

右の表でございますが、水道事業者は水道水につきまして定期的に、あるいは臨時に水質検査を実施することになっております。近年の状況を申し上げますと、表の「のべ測定地点数」の欄をごらんいただきますと18万とか25万という数字がございますが、それが水質を測定している地点の数でございます。真ん中の「基準適合地点数」という欄の数字が、そのうち基準に適合している地点の数でございます、割合といたしましては99.9%で、安全な水が全国に行き渡っている状況でございます。

資料をおめくりいただきまして、水道の課題でございます。このように水道が全国民の生活の中に普及いたしてまいりますと、地震の発生の際にも安定した給水ができるようにすることが求められております。

過去の地震の例について申し上げますと、阪神淡路の場合、水道も大きな被災を受けたわけでございますが、約3カ月、復旧までに要しております。新潟県の中越では1カ月でございました。現状といたしまして、水道施設あるいは管路の耐震化率が非常に低い状況でございます。基幹管路の13%、浄水場の20%という数字になっております。

長期間の断水が、人々の生活、社会経済活動、復興事業そのものにも大きな影響を与えますので、日ごろから耐震化を進めていきたいと考えているわけでございます。その場合、浄水場で4,000カ所、配水池で1万5,000カ所と、対象数が多数にのぼっていることが課題でございます。

また、地震に対して耐震性の非常に弱い管がございます。以前使われておりました石綿セメント管でございますが、これがまだ全国で2万キロも残っているということでございます。

水道の場合、石綿セメント管から出るアスベストについては、大気から吸入する場合と違って安全性について問題がないと WHO も言っているわけですが、耐震性の観点から対策を早急に進めなければならないと考えております。

次は施設の老朽化問題でございます。わが国の水道は、昭和 30 年代、40 年代にかけまして急速に整備を進めて、普及を拡大してまいりました。そういう施設が次第に老朽化を迎えつつありまして、更新の課題が出てきております。

このグラフは、黄色が投資額、オレンジ色が、耐用年数が過ぎた時点で除却される施設の金額でございます。その差し引きが、ストックとして残っていく点線グラフになるわけでございます。

ごらんいただきますとおり、オレンジ色の除却額がどんどんふえている傾向にございますが、一方で、投資額が平成 12 年度以降減ってきております。このまま経過していきますと、除却額が投資額を上回る状況が出てくるのが懸念されております。更新できない施設が発生することが懸念されます。更新費用をどうやって賄っていくかということが一つの課題となっております。

次に移ります。2007 年問題ということがございますが、水道についても同様の問題がございます。水道の全体の職員といたしましては約 6 万人、かつてはそれを超える数がおりましたが、年々減少しておりまして、今、5 万人を上回るぐらいになっております。

そういう中で、右側のグラフにございますように、比較的年齢の高いところに職員数のピークがございます。45 歳以上の職員が 51% という状況にございまして、今後 15 年以内に大量退職をする見通しとなっております。

ベテランの職員が退職すると、現役職員への技術継承が円滑に行われずに、水道事業体としての技術力が低下するおそれが指摘されております。大きな事業体、例えば東京都水道局のようなところでは研修センターを設けまして、こういう問題に対応しようとしております。

次は水道事業の運営基盤の問題でございます。わが国の水道事業におきましては、小規模なものが多数を占めております。左側のグラフは給水人口の規模別に見た事業数でございます。一番左の 8,200 と書いてあるグラフは給水人口が 5,000 人以下の水道でございます。右に行くに従いまして大きな水道になるわけですが、給水人口 5 万人以下のところまでで全体の 95% を占めている状況にございます。

小規模な水道では運営基盤が脆弱でございまして、右側のグラフですが、上の方は、事業経費のうち料金収入で賄える割合、料金回収率が規模に応じてどうなっているかをお示ししてございます。小さな規模のところでは、料金収入で賄える割合が低くなっている状況にございます。

また、一事業体の職員数で見ますと、規模の小さいところについては非常に少数で対応している。例えば給水人口 3 万人から 5 万人のところですが、16 人という職員数でやっております。これより小規模な事業体になると職員一人当たり担当しなければならない管路

の延長が長くなり業務量も増えてきます。そういった面から、水道事業の運営基盤の強化が課題になってきております。

水道事業の運営基盤の強化の解決方策といたしましては、複数の水道事業を統合いたしまして、事業規模や財政規模が拡大することによりまして基盤強化を図る方法がございます。このため、昭和 40 年代から水道の広域化につきまして推進を図ってきております。昭和 52 年には水道法の改正によりまして、広域的水道整備計画を位置づけまして計画的な水道整備を進めてきております。

最近では水道ビジョンという、将来に向けました水道の目標のレポートを明らかにしておりますが、その中では、新たな概念の広域化ということで、広域化について焦点を当てているところでございます。

一方、簡易水道の数でございますが、非常に多数でございますが、年々統合を進めてきております。しかしながら、まだ 7,000 を上回る数がございます。そうした状況にかんがみまして、簡易水道に対して行っている補助制度を見直して、統合をすべきと考えられるものについては、補助制度の面から統合を進めるという観点で強力に取り組んできているところでございます。

広域化によりまして、市町村の区域を越えた広域的な水道整備を推進しているわけでございます。広域的な水道整備計画につきましては、既に法制化いたしましてから 30 年を経れておりまして、その考え方を見直して、安定的な事業運営が可能となるような規模の検討あるいは事業統合のあり方の面についての検討を進めているところでございます。

また、新たな概念の広域化といたしまして、従来の施設の一体化ということに限らず、管理の一体化あるいは施設の共有化というソフト面からの統合を含めた広域化を推進するというところで進めているところでございます。

こういう中で、水道事業において民間活用をどのように行っているかという点につきましてご説明申し上げたいと思います。もう一つお配りしている資料集の後ろから 4 枚目を合わせてごらんいただきたいと存じます。別紙 1「水道施設及びその維持管理・運営業務の概要」でございます。

水道事業者が技術の維持を図っていく上で、民間を活用することも、運営基盤強化の一つの有効な方策でございます。現在の水道事業におきます民間の活用状況についてですが、横長のパワーポイントのスライド 8 ページ「民間活用の状況」の左側に第三者委託と書いてございます。水道法におきましては、水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合に、水道法上の責務を受託者が負うこととする規定を設けておりまして、これを第三者委託制度と呼んでおります。これは平成 13 年の水道法改正によって位置づけられたものでございます。

第三者という意味合いにつきましては、需要者と給水契約を結んで給水義務を負う水道事業者、この二者に加えまして、受託業務について、水道法の責務を負う者、こういう意味で第三者という用語を使っているわけでございます。

現在、民間業者に第三者委託をしております水道事業者は全国で 91 事業者でございます。他の水道事業者へ第三者委託をしているものが全国で 16 ございます。他の事業者への委託というのは、新たな広域化の一つの形態であるということでございます。その効果についてアンケート調査を行ったものがございましてご紹介したいと思っております。

15 事業者に対してアンケート調査を行ったわけですが、コスト面や技術面の向上あるいは体制の強化を挙げたところが多うございました。また、問題は特にないというところも多いわけですが、一方で、職員のスキルが低下したということ、コスト削減の効果が上がらないという回答をしたところもございました。

もう一つの資料の「別紙 1」で、カラー版の図をごらんいただきたいと思います。一口に水道施設と申しましても、水源から取水、導水、浄水、送配水、給水装置という流れになっておりまして、それぞれ管理の形態、仕事の内容も多岐にわたっております。下に書いてありますものは、管理の内容について項目別に整理をしたものでございます。

現在、第三者委託をしている例といたしまして、群馬県太田市、広島県三次市についてご紹介しております。事業者の考え方によって委託の範囲も異なっているという例でございます。

太田市の場合は、水源から送配水施設のところまでのかなりの部分を第三者委託に出しているのに対しまして、三次市につきましては、浄水施設と送配水施設の一部について業務委託をいたしております。

第三者委託のほかに、PFI の形態によるものがございます。現在、東京都、神奈川県など五つの水道事業者におきまして 6 件の事業が実施されております。その内容といたしましては、浄水場の排水処理設備とか浄水場の発電設備が主なものとなっております。

このほか、水道事業者の責任のもとで実施されます、いわゆる手足業務委託につきましては非常に高い導入状況でございます。その内容は水質試験・検査、あるいは電気設備の点検、メータ検針などに及んでおります。

水道事業におきます民間委託ですが、最近の変化について、横長資料 8 ページ右下の表のようにまとめてございます。ごらんいただきますように、第三者委託、PFI の進展がございました。私法上の委託につきましても増加を示しているということでございます。

次をお開きいただきたいと思います。

このように水道事業者におきましては、従来の直営での形態に加えまして、第三者委託あるいは PFI その他、手足業務委託など多様な運営形態を選択することが可能になってまいりました。しかしながら、どのような形態を活用していけば有効であるかということにつきまして、まだ検討手法の確立したものがございません。そういう状況の中で、各水道事業者において最適な運営形態を合理的に判断することが阻害されていることが懸念されましたので、厚生労働省におきましては、最適な事業運営形態の検討手法につきまして、昨年度から検討調査を進めているところでございます。予定といたしまして、今年度末には手引きとして取りまとめることといたしております。

検討の方向でございますが、水道事業者におきましては、私どもが地域水道ビジョンを水道事業者に対して作成をするようにすすめているわけでございますが、自らの事業の問題点や課題を明らかにして、今後どのように運営基盤の強化を図ろうとするかということを求めているわけでございます。地域水道ビジョンの作成の機会を通じて、この問題に取り組んでいくことが必要であると考えております。

想定される運営形態にそれぞれの事業を当てはめた場合に、その形態が、目的の達成に効果があるかどうかを、事業の財政、技術、水質あるいは供給の安定性向上という観点から評価をして、適切な運営形態を比較して判断していくことが必要であろうと考えております。こういった観点から、現在、手引きの作成を進めているところでございます。合わせて、どういう検討を、どういう手順で進めていったらいいかということもフローとして示したいと考えております。

第三者委託につきまして、水道事業者と受託者の責任分担をどう明確にするかというのが一つの課題となっております。そういう観点から、導入検討の際の参考となる情報を取りまとめまして、近日中に水道事業者に周知することを考えております。

横長資料最後の10ページでございます。

地域水道ビジョンは平成17年10月に各水道事業者に対しまして、その作成を厚生労働省として推奨しているものでございます。その内容といたしましては、各事業の現状評価、分析を行いまして将来像を設定し、目標を設定する。目標に向けた実現方策を明らかにする。こういうものを、それぞれの水道事業者が明確に持つことによって、今後の持続的な経営を確実にしていくことを意図しているものでございます。

推奨に当たりまして、平成20年までの3年間を目標期間としてお示ししているものでございます。現時点におきましては、上水道事業及び水道用水供給事業の約2,000ある事業におきまして、策定した事業数は98にとどまっております、事業数としては非常に限られたものでございます。

しかしながら、大規模な水道事業を中心に整備が進んでおりますので、全体の給水量という観点から見ますと、全国のほぼ半数に達しているということでございます。しかしながら一層の取り組みが必要だと考えているところでございます。

地域水道ビジョンの意義でございますが、それぞれの水道事業者が問題点をキチッと把握いたしまして、将来に向けた計画的な取り組みを行うということでございます。多くの水道事業者は、それぞれの事業の問題点を把握する過程で、財政力あるいは技術力等の課題を把握いたしまして、その解決のために何が必要であるか、運営基盤の強化をどうしていったらいいのかということを考えることとなります。こういうことによりまして、事業統合あるいは民間活用等を含めまして、最適な経営の導入が推進されたいと考えているものでございます。

こういう形によりまして、水道事業者による主体性を持った水道事業の経営の推進を進めていこうということで取り組んでいるものでございます。

以上、駆け足でございましたが、ご説明とさせていただきます。

増田主査 ありがとうございます。各委員さんからご質問、ご意見、自由にご発言をお願い申し上げたいと思います。

高崎専門委員 民営化するなり、あるいは第三者委託をするなり、PFI もそうですが、官のマネジメントから民のマネジメントへ移す場合一番大事なものは、国民の健康とか安全、水ですから、健康とか安全をどうやって確保するか、この辺が大事じゃないかという感じがします。国民から見ると、安心して水を使えるのが一番大事なことだと思うので、その辺をどうやって担保するかということが非常に大事ななと思いますが、その辺、水道ビジョンなり水道法の中に書いてあるんでしょうか。あるいは何かお考えでしょうか。

山村課長 ご指摘のとおりでございます。水道の基本は、安全な水道水を安定的に供給するというところでございます。

水道ビジョンの中で、安心、安定、持続が水道の基本的な要素として述べられております。そのほか環境と国際というものがございまして、特に最初に申し上げました三つにつきまして、水道の将来を考えていく上での基本として掲げていこうということで取り組んでいるところでございます。

これまで、日本の場合、水道事業は公営で実施するところが多かったわけございまして、そういう中で、水道法では、水道事業者は水道技術管理者を置きまして、水道技術管理者が責任を持って、水道事業の管理運営に技術的な面から当たっていくことになっております。

水道法では、水道技術管理者が業務を適切に行わない場合には、水道事業者に対して、水道技術管理者の変更を勧告するという制度があるわけございまして、水道事業者が優秀な人材を確保してやっていくことが基本となっております。そのための研修制度等もちろん準備されているわけございまして、大きな水道事業体におきましては非常に人材を集めやすいという中で確保がなされておりますが、小規模な水道事業体ですと人材の確保は困難だという面もございまして、こういう課題がございまして。

しかしながら、水道法におきましては、規模の大小にかかわらず、同じ水質基準を適用いたしまして、同じレベルの管理を行うことを原則としているところでございます。

橋本専門委員 説明どうもありがとうございました。私は行政法を勉強しているので、法的なスキームの観点から幾つか教えていただきたいと思っております。

4点ほどお伺いしたいんですが、まず第1点は、そもそも普通の民間法人、株式会社とかは水道事業者になれるのだろうか。

例えば大規模なものだと認可が必要だとかいう規定があるんですが、第三者委託ではなく、事業者そのものになることが法律上できるのかどうかということをお教えいただきたい。実際になる、ならないということは別にして教えていただきたい。これが第1点でございます。

第2点目は、きょうのご説明の中でも、例えば耐震化の必要があるからそれを進めてい

らっしゃるとか、あるいは広域化を推進するという事で計画をつくられて推進していらっしゃるということですが、具体的な仕組みといいますか、システムとしてはどうやっているのか、例えば厚労省さんが事業者に対して働きかけをして、耐震化をしるとか、広域化をしるとかというやり方みたいなものがどうなっているのかというところを教えてくださいたいと思います。

3点目は、我々、公共サービス改革の監理委員会側にいるわけですが、私自身は公共サービス改革法の最大のポイントは、納税者とか公共サービスのユーザーに対して説明責任を尽くす、コストとか、現状はどうなっているとか、そういうことについて説明責任を尽くして透明化を図っていくことが一番根本にあるんだろうと思います。きょうのお話では、1万以上いろいろな事業者がいて、水道法でしっかり押さえてあるとは言えるものの、小さいところほどどうなっているんだろうかと思うのは当然だし、もちろん生活者にとって水というのはすごく大事で、例えば地震のときにちょっと危ないかもしれないとか、実はあまり更新が進んでいないとか、そういう話は非常に重要な情報だと思うんですね。

ですから、事業全体のあり方とかコストを各事業者が説明責任を尽くす必要があると思いますが、尽くさせるような工夫とか働きかけがどういうふうになされているのかお伺いしたいというのが第3点です。

最後は簡単な疑問ですが、地域水道ビジョンは、規模が大きくてしっかりしたところがつくっているんだろうと思うんですね。従業員が非常に少ない零細なところだと当然、つくれと言われても、計画をつくるのはなかなか難しいだろうと推察されるわけですが、そうすると、本来だともっと広域化して、事業規模を拡大したり経営基盤を強化してやらなければいけないようなところほど地域水道ビジョンをつくりづらいんじゃないかという疑問があるので、このあたり何かお考えのところがあればお教えいただきたいと思います。

山村課長 第1点でございますが、民間法人は事業者になれるかということでございますが、水道法の規定上、それは可能であります。現在の例といたしましては、特に別荘地の開発に当たって、水道のない地域に別荘地をつくった場合に、その開発業者さんが水道事業を営営するというのが大半でございます。

古くは千葉県の野田市、現在は野田市営の水道事業でございますが、野田市営の事業になりましたのは昭和50年代からでございますが、それ以前はキッコーマン醤油さんが野田地域の水道事業を営営しておられました。

2点目の、耐震化、広域化をどうやって進めているかということでございますが、一つには補助制度の活用をいたしております。上水道事業の場合、基本的には料金収入によって施設整備を行っていくことが原則でございます。しかしながら、幾つかの政策的な課題につきましては国の補助金を導入いたしまして、政策の進展を誘導しているということがございます。

特に昭和40年代に水道の需要が急増しました折には、ダムによって水道水源を開発しなければいけないということがございまして、水源の開発に対しての補助が昭和42年から始

まりました。そのときに合わせて、水道施設の整備の観点で、広域化の施設整備の補助制度がスタートしました。昭和52年からは、水道法の改正によりまして広域的水道整備計画という規定ができましたので、市町村の要請に基づいて、都道府県知事が広域的水道整備計画を策定する。広域的水道整備計画を策定した事業については、補助率の高い助成措置を適用するという形での推進を進めてまいりました。

最近では耐震化につきまして、老朽管の更新を進めるための補助制度、石綿セメント管を取りかえるための補助制度、さらに今年からスタートしましたが、配水池あるいは浄水場などの基幹的施設についての耐震化を進めるための補助制度を設けておりまして誘導を図っているところでございます。

実施につきましては、水道事業者がそれぞれ計画を立てて申請をして来る中で、国が支援をする仕組みになってございます。

3番目の、透明性、説明責任の話でございますが、水道法の規定におきましても、平成13年の法改正におきまして、情報公開についての規定を設けております。水道事業者は需要者に対して、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないという規定を設けております。

地域水道ビジョンの政策を進めるに当たりまして、でき上がった水道事業者がつくった地域水道ビジョンを公表してください、公表したところまでをもって地域水道ビジョンと見ましょ、ということにしております。このように、開かれた水道事業ということを念頭に置いて進めているところでございます。

4点目でございますが、広域化すべきところについてどのように政策が及んでいるのかということだろうと思います。

広域的水道整備計画の策定されました昭和52年に、計画に先立ちまして都道府県知事が、水道広域化の基本構想を策定することになっております。広域的水道整備計画は議会の手続等も伴いますので、市町村の要請から県議会の同意までのいろいろな手続規定を経なければなりません。基本構想につきましては、都道府県知事が行政的な観点からつくることになっております。こうした中で、水道の統合とかさまざまな課題への対応を、都道府県が中心になって進めていくという対応を図っております。

最近の例で申し上げますと、地域水道ビジョンにつきましても、基本的には水道事業者がつくることを想定しているわけでございますが、都道府県知事が、福島県版の地域水道ビジョンを、水道広域化の基本構想の変形版という格好で策定して、特に福島県の場合ですと、山間地域とか、規模の小さい事業者が非常に多いものですから、そういうところに対しての指導をこういう中で示しているという例がございます。

全国的に数は少のうございますが、5万人以下の水道事業者におきましても、意欲的に地域水道ビジョンに取り組んで策定したという例もございます。岩手県の田野畑村も地域水道ビジョンを策定している一つでございます。

そういう中で、都道府県を中心にした動き、全国的な政策の中でも、理解のあるところ

に地域水道ビジョンをつくっていただいて、それを参考として示していくことによって、この施策が広がっていくことを期待しているものでございます。

小澤専門委員 ご説明どうもありがとうございました。三つほど聞かせていただきたいと思いますが、一つは地域水道ビジョンの話で、事業数としては1万近くあるんですかね。そのうち2,045事業においてビジョンが出ている。

山村課長 2,045というのは上水道事業又は水道用水供給事業の事業数でございます。

小澤専門委員 ビジョンというのは、必ずしも一つの事業に一つというわけではないんですか。

山村課長 基本的には事業者ごとでございますが、簡易水道の場合は、一市町村の中に複数の事業がございますので、そういう場合には市町村単位でおつくりいただくのがいいんじゃないかということをお願いしてございます。

小澤専門委員 それで2,045事業において策定されたビジョンの数が98になっているということですか。

山村課長 はい。

小澤専門委員 それ以外のところが、平成20年までにはつくられる見通しと。

山村課長 見通しと言いますと非常に楽観的になってしましますが、期待をしております。

小澤専門委員 将来の運営基盤強化を目指していただくためには、まずそれぞれの自治体が自分の状況をちゃんと把握していただいて診断していただいて、評価していただくところが、スタートとして大事なところだと思いますが、これ以外のところに対しては具体的な取り組みを考えておられる、あるいはされているのかというところを聞かせていただきたいというのが1点目です。

2番目は、最適な運営形態を検討する手法を今、検討されているというお話だったんですが、将来どういうやり方がいいのか、しかも最適なものは何かというのをねらうのは非常に難しい話なのかなと思いますが、昨年度からいろいろ議論をされてきて、今の段階でわかる範囲で結構ですが、例えばどういう検討の仕方、どういうふうにも最適を選んでいくのかというところをどういうふうにお考えなのか。

例えば第三者委託PFIといっても、それぞれどんな範囲で、どういうふうにも外に出すのか。あるいはPFIだって、いろいろなPFIがあり、実際にやられているPFIは、水道事業の中のごく一部ですし、水道事業そのもののPFIという方法も、海外まで視野を広げれば、あり得る選択肢としてあるんですが、ここでどういうやり方が最適なものは、あるいは最適なやり方を選ぶというのをどんなふうにも考えておられるのかというところを聞かせていただきたい。

3番目は、今、検討されている方向、運営基盤を強化するという目的を実現するためには、いずれにしても何らかの形で、民間なり外部の支援を導入することを考えておられると理解させていただいたんですが、今、ここで検討させていただいている官民競争入札は、そ

のときの有効な手段、手法として見ておられるのかなと勝手に思っているんですが、だとすると、この手法に対して水道事業、いろいろなところがあると思いますが、そういうところに官民競争入札を導入する、あるいはうまく利用する期待なり、こういうところを使っていきたいというところのお考えがございましたら聞かせていただきたい。

以上3点でございます。

山村課長 地域水道ビジョンの広がりのためにどう取り組んでいるかというところでございます。まだ98ビジョンということでございまして、まだ道のりは非常に遠いというのが現実でございます。

とは申しながら、この政策につきまして決定いたしましたのが1年半前の平成17年10月でございます。3年間という道のりの中でやっと半分来たところでございまして、それぞれの事業体、市町村がこういった課題を抱えて、予算化も多少必要な面もあるかと思しますので、実際に着手をすることになりますと、本格的には平成18年度から始まっているのかなと思います。

したがいまして、その結果が徐々に現れてくるのが今年度の後半から来年度の頭にかけてというところではないかという期待感を持って見ているところでございます。

推進方策といたしましては、全国の担当者会議、あるいは水道技術管理者を集めました講習会もございまして、そういう機会に、地域水道ビジョンの必要性について繰り返し強調しているところでございます。

水道事業がこれから持続的に事業を行っていく上で、みずから問題点を認識して計画的にやっていく。これが全く基本だと思いますので、そういうことを基本として政策を進めていきたいと思っております。

そういうことが前提としてあれば、運営形態として、どういうものを選んでいくかということにつきましても、問題点がわかった上での選択になりますので、適切な判断ができるのではないかと考えております。その点につきましては課長補佐から補足をさせていただきたいと思っております。

民間や外部の支援を有力な手段と見ているかということでございますが、水道事業におきます職員数の減少、団塊の世代を中心としますシニア世代の大量退職ということを考えますと、必然的に民間あるいは外部の力を借りていかなければならないということは大きな流れであるかと思っております。

そういう面とともに、水道事業者が本来的にしっかりとやっていかななくてはいけない部分、外部や民間の力を借りるとしましても、基本的な責任は、給水責任あるいは事故が起きたときの責任、さまざまな責任がございまして、それについては、現在の運営形態でいく限り水道事業者、官が持たなければいけないということでございますので、そういう面で、責任をどのように官が持っていくのか、官が責任を持てる体制を維持するために、すべての事業を外部に依頼してしまいますと、水道事業者みずから、事業の内容がわからなくなってしまうという問題もございまして、そういう面とのバランスをどうしていくのかと

いうことをよく考えた上で、水道事業が抱える問題の具体的な解決につながるような方策で、民間あるいは外部の力を借りた事業経営を進めていくべきだと考えているところでございます。

運営形態の比較につきましては、補佐の方から説明させてください。

新田補佐 運営形態の検討の調査ですが、事業者が、どの運営形態がよいかを検討する際の手引きを示そうというものでありまして、こういう場合には第三者委託がいいとか、よくないとかというのは決められませんので、そこまでは想定していません。どれがいいかを比較する考え方を説明していきたいと思っております。

まずは問題点を認識していただきまして、何を改善すべきなのか、まず目的をはっきりしていただく。その目的を達成するために、どの方法がいいかを比較検討していただくということで考えております。

第三者委託を導入したときにはコストがどうなるか、水質がどうなるか、サービスがどうなるか、安定性がどうなるかという項目で評価する。それと、PFIとか直営を比べてどうなのかという評価の仕方を、評価項目を、どういうふうに情報を集めてきてリストに並べるか、それをどういうふうに判断すればいいのかというところを説明できるような資料をつくっていききたい。それを見て水道事業者さんが、自分の経営戦略としてどれを選んでいくかを手助けするようなものをつくっていききたいと考えています。

小澤専門委員 どんな選択肢がそこには並ぶんですか。

新田補佐 まず直営、職員がやるものと、従来型の委託、責任は水道事業者が持つのですが、業務だけ委託する。あとは第三者委託とか PFI とか、指定管理者制度も、第三者委託あるいは PFI と関係づけられると思うんですが、選択肢としてあると思います。あとは地方独立行政法人と民営化、そのぐらいがあるのかなと思っています。

小澤専門委員 民営化まで視野に入っているんですね。

新田補佐 はい。

小澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

逢見副主査 ご説明を伺っていて、非常に小規模な事業が多くて、経営基盤も脆弱で、人見的に見ても、これからどんどん退職者がふえていく。そういう意味で、財政的にも人見的にもいろんな問題を抱えている。それを水道ビジョンによってどういうふうにしていくかということそれぞれつくってもらおうということでしょうけれども、実際に策定された水道ビジョンの数が 98 ということですが、そうすると、厚生労働省が考えている将来の危機感と、実際に事業者がやっている部分に大分ギャップがあって、それがそう簡単に埋まらないんじゃないかという懸念があるんです。事業者自身が、このままではいかんということを実感してもらおうことが必要だろうと思いますが、そういうところにまだアプローチが弱いような感じもするんです。そういう自治体の事業者にどう気づいてもらうか、あるいはどうビジョンをつくるように仕向けていくか、工夫とかそういうものがないのかどうか 1 点です。

もう一つ、第三者委託でいろいろなアンケート調査をやると、事業者が少ないんですが、これだけ見ると効果がある、問題点はないというところが多いですが、もっとこういうものがアピールされて、効果があることが浸透されなければいけないんだろうと思いますが、これだけではインセンティブというか、エンカレッジするものにならないような気がするんですが、第三者委託効果みたいなものが伝わる仕組みも必要じゃないかと思いますが、それについて何かあれば伺いたいと思います。

山村課長 第1点目のギャップの問題でございます。ご指摘のとおり、自覚につきまして、我々から見ると大きなギャップを感じる場所が多々ございます。

地域水道ビジョンにつきましては、あくまで水道事業者の自主的な取り組みとしてやっただけとお話ししているのですが、その一方で水道事業者側からは、これはつくらなければいけないものですか、義務ですかということをお問われたりします。

私もとしては、これが義務にならなくてはつukれないという水道事業であってほしくないと思っているわけですが、実際の事業者の意識としてはまだそこまでいっていないところがあるのが現実でございます。

そういう状況でございますが、水道事業が自主的に、自発的に将来を考えてやっていく取り組みを何とか実現することによって、水道事業の将来について持続可能な形を見たいと考えて繰り返し理解を求めているところが現実でございます。

第三者委託等の効果についてもっとアピールをすべきという点がございます。実際に導入されてからの実施例が限られておりますので、これからさらに事例が積み重ねられまして、こういう場合に効果があったということが、よりわかりやすい形で情報提供できるのではないかと考えております。そういう面についてもこれからしっかりやっていきたいと思っております。

増田主査 岩手県の田野畑村、地域水道ビジョンをつくったというご紹介がありました。あそこは確か、一つの村で簡易水道の事業者が六つか七つぐらい分かれているところですね。委託先は地元の建設会社だったと思いますが、そちらに委託して、七つの仕事を、一つの建設会社が全部やっていたかと思ったんですが。

水質に絡む話なので、安全性というのは非常に厳しく要求されるわけですが、法律上必要な民間事業者、水道技術管理者がそういう場合には必ずいるというのが要件になっているわけですね。

水道技術管理者は、全国の中で、例えば建設会社や地元のやる意欲のある企業は比較的容易に取りそろえることができるような実態にあるんですか。

山村課長 水道技術管理者の制度につきましては、資格要件として、大学において履修した学科の規定、卒業後の経験年数によって決めているところがございます。そのほかに、厚生労働省令の定めるところによって、これらの資格要件と同等以上の技能を有すると認められる者ということで、特に登録講習機関が講習会を実施いたしまして資格を認めているというのがございます。

そういう規定でございますので、資格を得ることはそのものについては、こういう規定を満たしていただければできるわけでございますが、その人たちが資格は持っているけれども、ちゃんとした水道施設の管理を行うだけの十分な知識、経験を持っているかというところがポイントでございます。大きな水道事業体では、そういう資質を持った人がたくさんおられるわけですが、小さいところであると限られるということでございます。

民間においてそういう経験を重ねられた方もいらっしゃいますし、水道事業体から退職して民間へ移られたような方もいらっしゃいますから、そういう中で優秀な方を活用していくことができるのではないかと考えております。

増田主査 小規模な町村ですと、技術士等も取りそろえるのはなかなか難しいでしょうし、まして今、7,800 ぐらいの簡易水道事業者がありますが、問題になるのはそういうところだと思います。飲み水ですから、地域で必須、必要なものですよね。そういう規模の小さいところの経営状況とか、安全性を確保しつつ今後の更新に備えていくとなると、地元企業なり民間の力をうまく活用しながら広域化を図っていく方向が必要でしょうが、現実にはそういう技術を持った人が、行政の方でもない、民間の方でもなかなかいないということが結構多いんじゃないかと思えます。これから民間委託を進めていったり、民間の力を使うということに対して、全体に人的な面について、県が広域化をしていくことに対して、人的な面での支援をかなり強力にしていかなければいけないんじゃないかと思えます。地域でできるだけ力をつけることが必要でしょうから、広域化を図りつつ、人的な面もそろえることが必要だろう。

資格要件を備えた者がちゃんとしている、今後も不足ないということに対して、研修するなり何なり積極的にやっていかなくちゃいけないんじゃないか。そのあたりのギャップが、現実の今後の人口減少時代にどのぐらいあるのかなというのが気になるころではあるんですが、そのあたり、見通しとして、地域水道ビジョンをおつくりになられるとか、いろいろ方向性を出しておられますが、現実には実態面として一番心配になっているところはどの点ですか。

漠とした質問で恐縮ですが、現実にはどういう点のネックを取り除いていけば、今後、地域の水道もきちんと安全性を保った上で維持できていくのか、そのあたりをどうお考えになっていますか。

山村課長 平成 13 年に省庁再編を行った時点以降、現在の水道課という組織形態になったのはその時点からですが、それ以降、水道法に基づく立入検査を、私どもの職員が直接、水道事業体に出向いて行ってきております。その対象となっておりますのは、給水人口が 5 万人以上の事業者でございますが、全国で約 500 ございます。その 500 を 6 年間かけてほぼ一通り回ってきて、あと少しで全体を回りきる状況までできております。

そういう中で、水道技術管理者が、期待された役割をちゃんと果たしているのか、あるいは水道技術管理者に適任者が任命されているのかどうかということにつきましてチェックリストをつくりまして、個別に詳細なヒアリングを行って、その事業体の管理状況につ

いてチェックをして、必要に応じて口頭指導、あるいは内容によっては文書で指導することも行ってきております。

さらに、年1回でございますが、全国の5万人以上の水道事業者の水道技術管理者を集めた講習会を開催いたしております。これは厚生労働省の講堂で行うわけですが、特にその場合に意識しておりますのは、いろいろな失敗事例、経験の共有ということでございます。昨年の広島県の隧道の落盤事故とか、事故の報告が年々ございます。そういう問題についての対応の経験につきまして、これを各水道事業者、水道技術管理者同士で共有をしようということを行いまして、水道技術管理者の資質の向上を図っている状況でございます。

非常に基本的なところでの指導を受ける事業者がまだまだ多いというのが実情でございます。現在の法制度の仕組みの中では、水道技術管理者が自分で判断をして管理をしていく責任を持たされているわけでございますが、そういう状況につきましては、水道事業の場合、電気事業、ガス事業と比べまして、非常に自主的な判断が事業者側に任されているという特徴があると考えております。

ガス事業、電気事業というそれぞれの事業の性格の違いもございまして、ガス・電気は民営事業がベースでございます。民営事業者に対する規制的な面から法の仕組みがつくられております。

それに対しまして水道の場合には、公営が多数を占めている中でつくられた仕組みでございます。基本的に悪いことはしないというところからスタートしているということでございます。そういう中で、本当にやっているところはやっているけれども、抜けているところは抜けているという現実があるわけございまして、それをどう解決していくのか、場合によってはもう少し事前のチェック、例えば事業を始めるときの認可とか、そういう方策に加えて事後のチェック、現在、立ち入りというものがあって、その中での取り組みをしているわけでございますが、そういうものをしないと、どうしても取り残されるところがあるのではないかという議論もあるところでございます。

増田主査 わかりました。ありがとうございました。

高崎専門委員 厚労省さんの場合は、第三者委託なりPFIなりいろいろなことを積極的に取り組まれていることに敬意を表するんですが、水道事業者には零細なところも多くて、ついてこれない、あるいはそういうところを教育しなくてはいけない、指導しなくてはいけないということで苦労しておられると思います。

一方、受け皿となる民間事業者は育ってきているんでしょうか。というのは、太田市の場合でいくと、水源から送配水施設まで一気通貫で受けてやっているみたいですね。三次市の場合は一部だけ、ある程度パックにしてやっている。PFIは、また違った機能を持たないといけないですし、従来と同じようなやり方であれば、個別要素技術のところだけ受けて補助的な業務をやる。民間事業者から見ると、ビジネスモデルが非常に多様ですね。

将来、全国に何千カ所とある水道事業者ごとに技術モデルがかなり違ってくるとなると、

民間業者はなかなかついていきにくいだらう。

PFI が結構ふえるのであれば PFI の機能を持って、それを一つのビジネスとして取り組んでいくところもふえてくるだらう。民間事業者になれば、市場があるということが事業参入の一つの前提になるというのは当然ですが、市場に合わせて、業者はいきなり対応してこれないから、事業者側が市場として開放したとしても、業者はすぐに対応してこれない。対応したとしても、あまり実力が伴わない会社組織になると思うので、民間の事業者を育てていくという戦略も必要じゃないかという感じがするんですが、その辺、お考えがありましたらお聞かせ願いたいんですが。

山村課長 現在の受け皿会社でございますが、お手元の資料の別紙の 2 をごらんいただきますと、どういうところがやっているのか、受託者というところに、それぞれの企業の名前が出てございます。

大きく分けまして、浄水場のプラントをつくるようなメーカー系の会社が維持管理にまで手を広げてやっているところが一つで、その他の会社としては、下水道とか浄化槽とか、環境衛生施設のメンテナンスをこれまでやっていた会社が水道分野にも展開をしてきている例がございます。そのほか建設会社の例もございます。

こういった事業者、いずれもあまり規模が大きいところが、それぞれの親企業の経営方針の中で、こういう方面に展開をしてきている状況でございます。したがって、それぞれの受け皿自体がまだ非常に弱い状況でございます。

現在、そういう企業がまとまりまして、O&M 研究会というような形で、任意の組織でお互いの研鑽を深めようと。いろいろな様式を統一するなどのことで、共通にやれるようなところは共通化していこうといった取り組みを始めたりしている状況でございます。

一方で、海外からの圧力も若干見られるところでございまして、フランスあるいはイギリスを中心とする国におきましては、ご案内のとおり民営の水道が主力を占めておりまして、そういう企業が、日本も一つの市場としての視点から、日本の中に支社のようなものをつくる例がございまして、そういうところも今後の展開をいろいろねらっている状況でございます。

そういう零細な企業が多数存在するような状況で、日本としての国際競争力が果たせるのかどうか、日本のみならず、東南アジアその他を含めまして、海外において存在する水道の維持管理、こういうものを視野に入れて取り組んでいく必要があるんじゃないかということも、ごくごく最近でございますが、議論が始まっているところでございます。

先般出されましたアジア・ゲートウェイ構想の中でも、官業中心でやってきたサービス事業の国際展開ということも課題として含まれておりますので、そういうコンテキストの中で、こういう問題についてのあり方もこれから議論が進むのではないかと考えております。

高崎専門委員 海外勢が入ってきたときには開放するよりしょうがないわけですか。

海外には優秀な会社がたくさんありますから、経験を積んでいるし、能力もあると思う

んです、日本ではこれからいろいろな、PFIなどをやらなきゃいけないので、これらが大きなパッケージになってくると、多分、海外勢が日本の市場をねらってくるんじゃないか。それに対しては開放せざるを得ないんですか。

山村課長 各市町村に出しております第三者委託あるいは手足委託の入札の中に、海外系の企業も応札をしております。下水の分野ではかなり入ってきているようですが、水道分野での受託例はまだないようございますが、これは排除しているものではございません。

高崎専門委員 わかりました。

増田主査 ほかにはいかがでございますでしょうか。最後に、この点について直接お聞きしたいということもございますか。よろしゅうございますか。

それでは予定の時間となりましたので、厚生労働省からのヒアリングは終了いたしたいと思えます。本日のヒアリングでご質問できなかった点がございましたら、事務局にご連絡をくださいますようお願いをいたしたいと思えます。

官民競争入札の関係は昨日、諮問会議でも取り上げられているようでございますし、いずれにしても今後、官民競争入札を、あるいは民間の競争をできるだけ積極的に取り入れて官の減量化を進めて、国民の利便性の向上に資する、国民負担の軽減に資するのが当委員会の目的でありますので、引き続きご協力をお願い申し上げたいと思えます。山村課長さんにはどうもありがとうございました。

本日の公物管理分科会はこれで終了したいと思えます。次回は6月12日、第3回分科会を開催し、引き続き関係省庁からのヒアリングを実施する予定でございます。本日はありがとうございました。